

(仮訳)

ロシア連邦政府

指令

2024年12月17日付第3806-r号

モスクワ

国際南北輸送回廊による中継貨物輸送の発展を目的とする協力についての
ロシア連邦政府とアゼルバイジャン共和国政府との間の協定調印について

連邦法「ロシア連邦の国際条約について」第11条第1項にしたがい、ロシア運輸省がロシア外務省およびその他の連邦行政機関との間で合意した上で提出した、アゼルバイジャン側との事前検討済の、「国際南北輸送回廊による中継貨物輸送の発展を目的とする協力についてのロシア連邦政府とアゼルバイジャン共和国政府との間の協定」草案（添付）を承認する。

ロシア運輸省に、アゼルバイジャン側と上記協定についての協議を行い、必要な場合にはここに添付するその草案に原則にはかかわらない性格の変更を加えることを認め、合意が達成された際にロシア連邦政府を代表して署名するよう委任する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

国際南北輸送回廊による中継貨物輸送の発展を目的とする協力についての
ロシア連邦政府とアゼルバイジャン共和国政府との間の
協定

ロシア連邦政府とアゼルバイジャン共和国政府、以下、あわせて「双方」、単独では「側」と称する、は、両国間に存在する友好的関係のさらなる発展と強化を目指すことを確認し、

相互の貿易・経済関係および中継交通のためのより好適な条件の整備を目指し、

ロシア連邦とアゼルバイジャン共和国間の輸送分野における協力の持続可能な発展が持つ実質的な意義と可能性を認識し、

鉄道輸送、技術発展、インフラ近代化、鉄道輸送の効率性向上における二国間協力の強化を望み、

国際南北輸送回廊による貨物の円滑な移動の発展および貨物送達の加速の実現に対する自らの熱意を強調し、

双方の両国が2000年9月12日以来「国際南北輸送回廊協定」の当事者であることに鑑み、

既存の輸送インフラの適切な利用のために努力し、インフラ建設やその近代化作業の実施を含め、国際南北輸送回廊による貨物の移動に好適な条件を創出するための新たなインフラの形成実現を目指し、

経済的に有益な長期的契約締結のための条件創出への意欲に立脚し、

国際南北輸送回廊西ルートにおける鉄道貨物輸送およびインフラ発展の政府間調整機構の創出を望み、

以下について合意した：

1. 用語と定義

本協定において各用語は以下の意味で用いられる：

「保証貨物量」－鉄道インフラの近代化工事の完了後、国際南北輸送回廊のヤラマーアスタラ区間における鉄道インフラでのその中継輸送が非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」に依頼される、本協定にもとづいて毎年決められる貨物輸送量で、2028年1月1日からは500万t以上、双方が然るべき決定を下したあとは1,500万t以上とする；

「ステージ」－本協定3.2項に示す輸送能力達成を目的として行われる非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」の鉄道インフラ近代化のための、添付に示す施策（作業）一式；

「貨物」－運送契約を作成して鉄道輸送の対象として引き受けられる、商品、輸送手段としての、運送業者に属さない車両、およびその他の物資。輸送依頼対象となる貨物量を計算する際には、1951年11月1日付国際鉄道貨物輸送協定（以下、SMGS）に定める送り状の欄18に荷送人が記載した重量が用いられる；

「契約」－保証貨物量の依頼と輸送に関する相互の義務および本協定に定めるその他の問題を規定する公開型株式会社「ロシア鉄道」と非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」との間の契約；

「鉄道インフラ」－貨物の中継輸送のために使用される技術的総体で、国際南北輸送回廊西ルートにおける公共の鉄道線路および鉄道駅ならびにその技術的総体の機能を可能にするためのその他の施設や設備を含む；

「国際南北輸送回廊西ルート」－本協定においては、「ロシア連邦領内の鉄道駅－国境駅ヤラマ（アゼルバイジャン共和国）－国境駅アスタラ（アゼルバイジャン共和国）－国境駅アスタラ（イランイスラム共和国）の方向及びその反対方向の鉄道；

「運送業者」－SMGSにより運送業者とされている者；

「引受け第三者」－その一部が国際南北輸送回廊西ルート内で履行されるような貨物輸送契約にもとづいて輸送を行う、第三国の鉄道運送業者；

「輸送能力」－所与の客車数と輸送実施体制において、技術装備に左右される、1年間に鉄道インフラによって輸送することができる貨物の最大トン数；

「競争力のある通し運賃」－国際南北輸送回廊西ルートにおける、鉄道輸送サービス、その他の種類の輸送サービス、貨物輸送用の鉄道車両供与サービスの料金、追加手数料および輸送時に発生する、貨物の積換えやトローリーの配置換えに係わるものを含むその他の支払金料金を含む、荷送人の輸送費総額；

「識別手段」－電子式、デジタル式のものを含む封印具、ナビゲーションシール、文字によるおよびその他のマーキング、識別マーク、セーフパックならびにその他の貨物の識別手段；

「中継輸送」－輸送が以下のようにアゼルバイジャン共和国領外で始まり終わる場合における、国際南北輸送回廊西ルート上で行われる分の貨物の鉄道輸送および輸送手段の移動：

ロシア連邦領からアゼルバイジャン共和国領を経由して第三国領内へ；

第三国領からロシア連邦領内およびアゼルバイジャン共和国領内を経由して別の第三国領内へ；

第三国領内からアゼルバイジャン共和国領を経由してロシア連邦領内へ；

第三国領内からアゼルバイジャン共和国領およびロシア連邦領内を経由して別の第三国領内へ；

「不可抗力」－双方による自らの義務の履行を妨げる、不可抗力事態、すなわち非常の、所与の条件下では防止できない事態。

2. 協定の対象および目的

2.1. 本協定は、鉄道インフラおよび中継輸送の発展に関する双方の協力の条件を定めるものである。

2.2. 本協定の目的は、国際南北輸送回廊西ルートの輸送の効率向上およびポテンシャルの拡大である。

3. 協定実施の基本原則

3.1. 本協定により双方は中継輸送のための好適な条件を創出する。そのために双方は：

3.1.1. 貨物が国境を通過する際の手続きを緩和するための条件を整備する；

3.1.2. 双方両国の鉄道による貨物輸送量の増加を促進する；

3.1.3. 輸送量増加と鉄道輸送インフラ発展の速度をバランスの取れたものにする；

3.1.4. 国際契約や双方各国の法律にしたがい、調整された価格（運賃）政策を実行する；

3.1.5. 双方各々の権限に属する部分について、荷送人にとっての商業的魅力がある、代替ルートに比べて競争力のある通し運賃の形成のための措置を講じる。ここには国家による支援措置、輸送プロセス参加者に対する関税規制・非関税規制措置が含まれる；

3.1.6. 本協定において代替ルートとは、カスピ海横断ルートおよび国際南北輸送回廊東ルート経由の輸送のことをいう。

3.2. 鉄道インフラ近代化は複数のステージで実施される。ステージ1の施策により鉄道インフラの輸送能力年間500万t以上が、ステージ2の施策では同1,500万t以上が実現される。

ステージ1における鉄道インフラ近代化施策の費用は本協定附属書に記載される。ステージ2における鉄道インフラ近代化施策の費用は双方により合意され、双方が共同でステージ2への移行を決定したのちに本協定の附属書に記入される。

アゼルバイジャン側は、自らの資金により、自国領内において、輸送能力創出に必要かつ十分な作業量で、鉄道インフラの近代化および鉄道国境横断路（陸上国境横断路の建設が必要な場合）の輸送能力を実現する。

アゼルバイジャン側は、ステージ1の諸施策を、2027年12月31日までを期限として完了させる。ステージ2への移行および同ステージ完了の期限についての決定は双方が共同で下す。当該の決定は、ステージ2実現のための鉄道インフラ近代化諸施策の同意された費用が本項にもとづいて本協定の附属書に記入されるまでは発効しない。

3.3. ロシア側は、アゼルバイジャン側が鉄道インフラ近代化作業を完了したあと、ただし2028年1月1日以降に、保証貨物量以上の量の貨物の中継輸送を依頼することを保障する。

3.4. 公開型株式会社「ロシア鉄道」および非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」は、2027年12月31日までの移行期間中輸送を実施し、貨物量の増大と鉄道インフラ利用効率の向上を目指す。

3.5. 公開型株式会社「ロシア鉄道」および非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」は、2027年12月31日までに、本協定の附属書にもとづき、非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」のインフラの近代化に係わる施策（作業）実施に要したアゼルバイジャン側の費用が補償されるまで有効となる契約を締結する。この際当該費用の補償は、本協定に定める義務履行の枠内で公開型株式会社「ロシア鉄道」によって依頼された貨物量の輸送から得られた収入、および非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」が保証貨物量の輸送によって得るはずの予想収入額と非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」の実際の収入額との差として、ただし本協定6.8項に示す額を超えない額として定められる補償金によってまかなわれる。

3.6. 貨物の輸送はSMGSの規定にしたがう。

4. 双方の担当機関

4.1. 本協定を履行するための活動を調整するのは以下の機関（以下、担当機関）である：

ロシア側－ロシア連邦運輸省；

アゼルバイジャン側－アゼルバイジャン共和国デジタル発展・運輸省。

5. 輸送の実施

5.1. 双方は、双方の両国の法令および本協定の条件を踏まえた上で、中継輸送の際のそれぞれの国家の領内での貨物通過の自由を保障する。

5.2. 双方は、中継輸送実施に際して、双方両国の法令および両国が当事者である国際条約にしたがって、自らの国の領内において税関検査およびその他の検査が行われることを保障する。

5.3. 中継輸送実施の、本協定によって規定されない部分に関する具体的な条件は、契約によって定められる。契約による双方の義務は、本協定の効力終了日までに履行されるものとする。

契約には以下が特に含まれる：

5.3.1. 公開型株式会社「ロシア鉄道」の、保証貨物量の輸送を依頼する義務、輸送に係わる引受け第三者から保証貨物量を輸送する旨の確約を受領する（引受け第三者が輸送のために貨物を引き受ける旨のものを含む）義務、および保証貨物量が依頼されなかったまたは輸送に係わる引受け第三者から保証貨物量を輸送する旨の確約を受領しなかった場合（引受け第三者が輸送のために貨物を引き受けなかった場合を含む）に義務的補償金を支払う義務；

5.3.2. 非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」の、保証貨物量を輸送する義務、保証貨物量の輸送を拒否した場合に義務的補償金を支払う義務。

5.4. 担当機関は、ステージ1における鉄道インフラ近代化作業の完了後、ただし2028年1月1日以降に、毎年、前年の11月15日までに以下を含む年間計画について合意する：

本協定3.2項に示した近代化された鉄道インフラの輸送能力に見合った保証貨物量；

非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」が保証貨物量の輸送から得る予想収入額。

前年の11月15日の時点で、翌年の保証貨物量の合意について担当機関の決定が下されていない場合、当該決定が下されるまでの期間、前年の保証貨物量に等しい量が、保証貨物量とみなされる。

5.5 保証貨物量変更の決定は、担当機関により、国際南北輸送回廊ヤラマースタラ（アゼルバイジャン共和国）区間での作業完了を受け、本協定の諸規定を踏まえて、下される。

5.6. 年間輸送計画は、担当機関の合意によって変更することができる。年間輸送計画の合意された変更は、それが輸送からの予想収入額の減少につながらないものであれば補償金支払いの事由とはならない。本協定12.3項に定める事態が到来した場合、年間計画の見直しは必須となる。

6. 双方の補償

6.1. ある会計年度の翌年の2月25日までに、公開型株式会社「ロシア鉄道」と非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」は、実際に輸送された（輸送に提示され、運ばれた）貨物量を共同で確認し、そのデータを担当機関に引き渡す。

6.2. 担当機関は毎年、その年度内に実際に輸送された（輸送に提示され、運ばれた）貨物量を（鉄道検問所「ヤラマ」と「アスタラ」（アゼルバイジャン共和国）で）確定する。

6.3. ロシア側が、その会計年度分として定めた保証貨物量の数値を達成しなかった場合、公開型株式会社「ロシア鉄道」は、担当機関が本協定6.2項にしたがって実際に輸送された保証貨物輸送量を確定した時点から30日以内に、ロシア連邦運輸省にその旨を通知。公開型株式会社「ロシア鉄道」は、本協定5.3.1項にしたがい、非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」に対して、非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」が保証貨物量の輸送から得る収入の予想額と、非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」が保証貨物量の輸送から実際に得た収入との差額に相当する補償金を支払う。

6.4. 非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」が保証貨物量の輸送引受を拒否した場合、非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」は、担当機関が本協定6.2項にしたがって実際に輸送された保証貨物輸送

量を確定した時点から30日以内に、アゼルバイジャン共和国デジタル発展・運輸省にその旨を通知する。非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」は、公開型株式会社「ロシア鉄道」に対し、保証貨物量の引き受けられなかった分についての逸失利益に相当する額の補償金を支払う。

6.5. アゼルバイジャン側は、以下の場合には、貨物の輸送を引き受けないまたはすでに引き受けた貨物を輸送しない権利を有する：

6.5.1. 不可抗力事態；

6.5.2. アゼルバイジャン共和国の国家の安全または国家利害の見地から貨物の輸送が不可能（禁止されるまたは制限される）、または貨物の輸送がアゼルバイジャン共和国の法令違反につながる；

6.5.3. 保証貨物量を鉄道輸送するという引き受け第三者の確約が存在しない。

本協定6.5項～6.5.3項に列举された理由により貨物の輸送が拒否された場合、アゼルバイジャン側は、ロシア側に補償金を支払ういかなる義務も負わない。

本協定5.3.1項に示す鉄道輸送の確約が存在しても、貨物が実際には引受け第三者により輸送に引き受けられない場合には、アゼルバイジャン側にロシア側に対して補償金を支払う義務は発生しない。

6.6. 引受け第三者が貨物引受の期限を守らなかった場合、アゼルバイジャン側にロシア側に対して補償金を支払う義務は発生しない。

6.7. 不可抗力が原因で貨物の輸送が依頼されなかった場合、ロシア側にアゼルバイジャン側に対して補償金を支払う義務は発生しない。

6.8. ロシア側の財務上の義務は、その輸送から以下の金額（本協定5.3.1項に定める補償が支払われる可能性も踏まえて）が収入として得られるような、貨物の輸送を依頼することに限定される：

ステージ1について一本協定附属書に定める作業一覧にもとづき、3億1,600万米ドル；

ステージ2について一本協定3.2項にしたがって決められる額。

7. 税関面の協力

7.1. 双方はそれぞれの国家の法令の要求を踏まえた上で、国際南北輸送回廊西ルートで運ばれる貨物の双方両国の国境通過を加速するための好適な条件を整備する。

7.2. 双方は、国際南北輸送回廊西ルート上での貨物輸送実施を支援するために、以下の共同措置を講じて、税関面で協力する：

7.2.1. 双方両国領内における検問所で実施され、それらの通過能力の増強を目的とするインフラプロジェクトについての情報の交換；

7.2.2. 双方両国の税関関連法令についての、本協定に関連する情報の交換；

7.2.3. 双方両国の国境検問所の安定した機能を確保するための、相互の合意にもとづく地域税関機関レベルでの定期的な会合の実施；

7.2.4. 双方両国の税関関連法令に反さない部分における、税関事業分野の国際的標準を踏まえた、税関手続き運用の効率性向上。

7.3. 双方は、税関手続きの加速と簡素化および税関管理の効率性向上を目的として、以下を行う：

7.3.1. 税関書類および識別手段が十全なもので、識別手段が該当する書類に付されている事実がしかる

べく確定されていることを条件とする、税関書類および識別手段の相互承認；

7.3.2. 危険で、双方両国領内への搬入が禁止されている貨物リストの交換。双方は当該貨物リストのあらゆる変更についてできる限り早く相手側に通知する；

7.3.3. 国際南北輸送回廊西ルートにより、他の国々の領土に向けられる、国際輸送対象の商品および輸送手段についての情報の電子的手段による交換。やり取りされる情報の一覧、構成およびフォーマット、ならびに情報交換の手順および技術的規制については、双方の合意によって追加で定められる。

8. 識別手段

8.1. 税関機関およびその他の監督機関による検査措置を最少化するために、国際南北輸送回廊西ルートで輸送される貨車、コンテナ内の貨物、それらについての書類、当該貨物が置かれるまたは置かれるかもしれない輸送手段内の貨物スペース（セクション）、スペース、容器およびその他の場所には、税関機関が識別手段を用いて識別のための表示を付すことができる。

8.2. 税関機関が用いる識別手段を利用する場合および手順、ならびにそれらについて定められる要件は、双方の両国が当事者である国際条約、および双方の該当する国家の法令によって決められる。

8.3. 双方両国の法令を踏まえ、本協定の当事者ではない国家の税関機関またはどの国家に帰属するものを問わない荷送人もしくは運送業者が利用している封印、スタンプまたはその他の識別手段が、税関機関により識別手段として認められうる。

8.4. 識別手段は以下の要件を満たさなければならない：

8.4.1. 輸送される貨物および（または）それらについての書類に、行為（消去、破壊、開封、損傷など）の目に見える痕跡を残さずにアクセスする可能性を排除するような方法によって付されるものである；

8.4.2. 視覚により判読できるまたは税関検査手段を用いて判読できるものである；

8.4.3. 税関機関が税関業務を実施するために必要な情報を覆い隠さないものである。

9. 秘密保持

双方は、本協定に関する情報ややり取りの秘密を保持するために必要なあらゆる措置を講じる。

10. 不一致

10.1. 本協定の解釈および実行に際して生じる双方間の不一致は、担当機関間の協議および話し合いによる解決に付される。

10.2. 本協定10.1項にもとづく話し合いによって不一致が克服されない場合、それは外交チャンネルによって解決される。

11. 変更

11.1. 双方相互の合意により、本協定に、別途作成され、本協定12.1項にしたがって発効する議定書の形で変更を加えることができる。

11.2. 本協定の附属書はその不可分の一部である。

12. 最終条項

12.1. 本協定は、その発効に必要とされる国内手続きが双方によって履行された旨の書面による通知の最後のものが受領された日を以て発効する。

12.2. 本協定は期限を定めずに締結され、双方のどちらかの側からの本協定の効力を終了させる意向についての書面による通知を他の側が受領した日から12カ月が経過するまで有効でありつづける。この際、本協定の効力を終了させることが可能となるのは、発効日から20年以上経過したのちで、鉄道インフラ近代化のために実際に投じられた本協定6.8項に示す額を上回らない設備投資額が、非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」に対して補償として支払われていることを条件とする。

12.3. いずれの側も、その側の国の領内で非常事態および（または）その国の重大な利害、国家的もしくは輸送上の安全に係わる状況が生じた場合、いずれかの側が国際南北輸送回廊西ルート上のいずれかの当事者が貨物を通過させることを恒常的に拒否した場合、ならびに当該の側の国の法律または規則に対する違反を防止する必要がある場合には、本協定の効力を一時的に部分的または全面的に停止させることができる。当該の側は停止の24時間以上前まで、または、連絡が不可能な場合には停止の決定を下した時点から24時間以内に、書面により相手側に通知し、状況が正常化したらただちに停止の決定を取り消す。

12.4. マイナスの結果をもたらす相手側の重大な利害に係わるような、本協定の実行または本協定による義務の履行に影響する状況が生じた場合、本協定実行の停止を防ぐことを目的として、双方のいずれかの側の提唱により、双方は、そうした状況が本協定のその後の実行に与える影響を排除することを目的として、できる限り早く誠実に諸措置を検討し、発生した状況を克服するために必要な対策を講じる。

2024年 月 日に、それぞれロシア語とアゼルバイジャン語で、どちらも同等の効力を有する正本2部が作成された。

ロシア連邦政府を代表して

アゼルバイジャン共和国政府を代表して

附属書

国際南北輸送回廊による中継貨物輸送発展を
目的とする協力についての
ロシア連邦政府とアゼルバイジャン共和国政府との間の協定への
附属書

非公開型株式会社「アゼルバイジャン鉄道」鉄道インフラ近代化ステージ1の施策（作業）
暫定的一式

ステージ1の諸措置の総費用は5億7,100万米ドルとなる。

双方が本協定第6項に定める義務を履行するための額として、双方は3億1,600万米ドルを採用する。

施策	作業内容	必要な資金、 百万米ドル
1. 新駅ヤラマ-2の建設	到着・出発線9本、管理・営業および補助的建物、施設の建設	40
2. ヤラマーバラジャルイ間路線の 給電システム（交流）、信号・連 動設備および通信設備の再建	架線システムの再建、交流への移行、信号・連動システムおよび通信システムの再建（電子連動システム（CBI—Computer Based Interlocking）の導入）	0 （非公開型株式会社 「アゼルバイジャン鉄 道」の他のプロジェク トから資金を調達）
3. アリャト・ノーヴァヤ駅の再建	6路線の上部構造部および駅の架線のオーバーホール	10
4. ディーゼル機関車保守用サービスセンターの建設	デポの設計、再建および建設	40

5. バラジャルイーアリャト区間の 給電システム（交流）、信号およ び通信システムの再建； アリャトーオスマンリィ区間の 鉄道上部構造物ならびに信号およ び通信システムのオーバーホール	バラジャルイーアリャト区間における架線 システムの再建、交流への移行、信号・連 動システムおよび通信システムの再建（電 子連動システム（CBI—Computer Based Interlocking）の導入）； アリャトーオスマンリィ区間における鉄道 上部構造物のオーバーホール、信号・連動 システムおよび通信システムの再建（電子 連動システム（CBI—Computer Based Interlocking）の導入）	0 (非公開型株式会社 「アゼルバイジャン鉄 道」の他のプロジェク トから資金を調達)
6. 機関車14台の購入	本線走行用機関車11台、入換用機関車3台 の購入	61
7. オスマンドイーガスィムリィ間 路線の部分的修理	最重要インフラ要素の再生、構造物 ¹ の修 理および再建	70
8. ガスィムリィーアスタラ鉄道区 間の建設	長さ55～60km分の鉄道路線およびそれに 伴うインフラ施設の建設	280
9. アスタラ新駅第1期建設	到着・出発線12本からなる新しい基地、管 理・営業および補助的建物、施設の建設	60
10. アスタラ（アゼルバイジャン）－ アスタラ（イラン）区間第2路線 の建設	将来の軌間1,435mmへの移行を踏まえた、 軌間1,520mmの第2路線の建設	10
合計		571

¹ 原文ではискусственные сооруженияで、橋、高架橋、トンネルなどを総称する用語です。